

届出により一般病床を設置できる診療所について

第五次医療法改正により、平成 19 年 1 月 1 日から診療所の一般病床が病床規制の対象となり、一般病床の設置には知事の許可を要することとなりました。

ただし、医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項第 1 号から第 3 号に規定する診療所については、届出により一般病床を設置できるとされています。

同規定に該当する診療所については、次のとおりです。

開設者	医療法人社団池田医院
診療所の名称	池田医院
診療所の場所	大洲市東大洲 8 4 番地 1 1
診療科名	泌尿器科、皮膚科、アレルギー科、性病科

開設者	医療法人米本マタニティクリニック
診療所の名称	産科・婦人科米本マタニティクリニック
診療所の場所	松山市安城寺町 5 3 7 番 1
診療科名	産科・婦人科

開設者	戒能 幸一
診療所の名称	大洲ななほしクリニック
診療所の場所	大洲市東若宮 16-2
診療科名	小児科

開設者	山田 一人
診療所の名称	やまだリウマチクリニック
診療所の場所	松山市樽味四丁目 3 番 3 3 号
診療科名	リウマチ科、整形外科、リハビリテーション科

[医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項第 1 号から第 3 号に規定する診療所]

- 1 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として法第 30 条の 4 第 1 項の規定により所在地の都道府県が定める医療計画（以下この項において単に「医療計画」という。）に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。
- 2 へき地に設置される診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。
- 3 前二号に規定するもののほか、小児医療、周産期医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。